消防適合認定表示制度の認定基準

1 消防法令関係

検査項目	認定	基	準
命令の有無	は第4項、第8条の 2項、第12条の2 第3項、第16条の 命令(防火対象物及	2第5項 第1項若 3第3項、 び製造所	第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若し (若しくは第6項、第8条の2の5第3項、第11条の5第1項、第12条 (ことは第2項、第12条の3第1項、第13条の24第1項、第14条の (記、第16条の6第1項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による (等の位置、構造、設備又は管理の状況が法若しくは法に基づく命令、条例 (記場合に限る。)がされたことがないこと。
防火管理関係届出の有 無	消防法施行規則第3	条第1項、	「、第3条の2第1項及び第4条の2の15第2項の届出がされていること。
消防計画の実施	め・第規ら・第4台管・物・請見ら・第4台管・物・請別の防防場にであるでは、 までは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	定条衛のめ条衛の法に部消に管をめの消第らの消規施定を防つ理年らの消規施定を防つ理年年の組に規ら託画で係り	項各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画になたとおり適切に実施されていること。 4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)にあっては、消防法施行各号に定める事項のうち、申請防火対象物の防火管理に係る消防計画に定される場面が収入をして、10条件では、10条件をは、10条件では、10条件をは、10条
統括防火管理者選任 (解任)届出の有無	消防法第8条の2第 ること。	1項に規定	定する防火対象物にあっては、消防法施行規則第4条の2の届出がされてい
全体についての消防計 画作成(変更)届出の 有無	消防法第8条の2第 いること。	1項に規定	定する防火対象物にあっては、消防法施行規則第4条第1項の届出がされ [、]
避難上必要な施設等の 維持管理	消防法第8条の2の	4に規定	する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。
防炎物品の表示	防炎対象物品に、防	炎性能を	有している旨の表示が附されていること。
消防法第8条の2の2 第1項による点検及び 報告の実施	消防法施行規則第4	条の2の	4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。
消防法第8条の2の2 第1項による点検の結 果	消防法第8条の2の	2第1項	[による点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。
虚偽報告の有無	消防法第8条の2の	2第1項	の報告について虚偽の報告をしていないこと。
消防法第8条の2の3 第6項による認定の取 消し事由の有無	消防法第8条の2の	3第6項	の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。
圧縮アセチレンガス等 の貯蔵又は取扱いの届 出	消防法第9条の3にること。	規定する、	、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の貯蔵又は取扱いの届出がされてい
消防用設備等又は特殊 消防用設備等の設置及 び維持	れらに基づく命令で し、維持されている ・消防用設備等の設	定める技行 こと。 置にあた	用設備等が、消防法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びに 術上の基準又は第17条第3項に定める設備等設置維持計画に従って設置 り、消防法施行令第32条の特例又は川崎市火災予防条例第49条の特例 を受けた状態が維持されていること。
消防用設備等の設置の 届出の有無	消防法第17条の3	の2の規定	定に基づき届出がされ、検査を受けていること。

消防法第17条の3の 3による点検及び報告 の実施	・消防用設備等にあっては消防法施行規則第31条の6第3項第1号に規定する期間ごと、特殊消防用設
	備等にあっては、同規則第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告されていること。
危険物製造所等	・消防法第10条第1項、第3項、第4項、第11条第1項、第5項、第6項、第11条の4第1項、第12条、第12条の6、第12条の7第2項、第13条第2項、第3項、第13条の2第2項、第13条の23、第14条、第14条の2、第14条の3の2、第14条の4及び第15条の規定により、適正に設置、貯蔵・取扱い及び届出等がなされていること。 ・危険物の規制に関する政令第23条の規定が適用されている製造所等にあっては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。
少量危険物等	・川崎市火災予防条例第33条から第39条の2までの規定により貯蔵され、取り扱われていること。 ・川崎市火災予防条例第39条の3の規定が適用されている場合は、引き続き同条の規定の適用を認めた 状況で設置及び維持されていること。
火を使用する設備等	・川崎市火災予防条例第4条から第20条の2までの規定により、火を使用する設備等が設置及び維持されていること。
	・川崎市火災予防条例第20条の3の規定が適用されている火を使用する設備等にあっては、引き続き消防長が認めた状況で設置及び維持されていること、又は予想しない特殊の設備について同等以上の効力があると認めるときは、当該効力があると認めた状況で設置及び維持されていること。
火を使用する器具	・川崎市火災予防条例第21条から第25条までの規定により、火を使用する器具が設置及び維持されていること。
	・川崎市火災予防条例第25条の2の規定が適用されている器具にあっては、引き続き消防長が認めた状況が遵守されていること、又は予想しない特殊の設備について同等以上の効力があると認めるときは、当該効力があると認めた状況で設置及び維持されていること。
火の使用の制限等	・川崎市火災予防条例第26条及び第29条から第31条までの規定により、火の使用に関する制限等が遵守されていること。
届出・検査	・川崎市火災予防条例第58条の規定により防火対象物の使用開始の届出を行い、検査を受けていること。
	・川崎市火災予防条例第59条の規定により防火対象物の改装工事等の届出を行い、検査を受けていること。 ・川崎市火災予防条例第62条の規定により火を使用する設備等の設置の届出を行い、検査を受けている
	こと。 ・川崎市火災予防条例第64条の規定により指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出を行い、検
	査を受けていること。 ・川崎市火災予防条例第67条の規定により消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画届出を行い、 検査を受けていること。

備考~検査項目に係る消防法令の基準が検査対象に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。

2 その他関係

検査項目	認定基準
自衛消防隊とその活動能力	消防法施行令第4条の2の4に規定する防火対象物(同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。)以外の防火対象物にあっては、自衛消防隊の編成及び自衛消防活動能力が、別に定める方法により適切に確保されていること。
過去の火災発生状況	過去3年以内において火災(法若しくは法に基づく命令又はその他の法令違反が、火災の発生の要因と認められる場合、延焼拡大の要因と認められる場合又は消火、避難その他の消防活動に支障を及ぼしたと認められる場合に限る。)が発生していないこと。
自主的・意欲的な防火 安全対策	法令の規定によらず申請者が申告する自主的・意欲的な防火安全対策が、当該制度の趣旨に則ったものであり、かつ、出火防止対策、延焼拡大防止対策、火災の早期通報対策、初期消火対策、避難対策、消防活動対策及び震災対策等有効と認められるもので、防火対象物全体を包含するものであること。 (例:館内の入退室管理、外国語による安全対策、救命講習の受講、災害時対応マニュアルの策定、禁煙措置、飲料水等の確保、AEDの配置等。)